

(仮訳)

ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置についての

ロシア連邦大統領令

アメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関によるロシア連邦市民およびロシア連邦法人に対する制限措置を導入する非友好的で国際法に反する行動に関連し、ロシア連邦の国益を守り、その財政的安定保障のため、連邦法 2006 年 12 月 30 日付第 281-FZ 号「特別経済措置および強制措置について」、2010 年 12 月 28 日付第 390-FZ 号「安全について」、および 2018 年 6 月 4 日付第 127-FZ 号「アメリカ合衆国およびその他の外国国家の非友好的行動に対する対応（対抗）措置について」にしたがい、以下を決定する：

1. ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の以下の追加暫定措置を講じる：

a) 2022 年 3 月 2 日より居住者（在留外国人、*residents*）による、ロシアの法人および自然人に対し非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する外国人（そうした外国人が当該国家の市民権を有する場合、登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む）ならびにその登記場所または事業活動を行う主たる場所がどこであるかにかかわらず、上記外国人の支配下にある者（以下、「非友好的行動を実行する外国国家の者」との以下の取引（オペレーション）実行の特別な手順を定める：

非友好的行動を実行する外国国家の者に対して、クレジット、借款（ルール建て）を供与する取引（オペレーション）。ただし、クレジットおよび借款がロシア連邦の法規文書により禁止されている場合を除く；

非友好的行動を実行する外国国家の者との間で実行（履行）される、有価証券および不動産に対する所有権を発生させるような取引（オペレーション）；

b) 本項 a) および 2022 年 2 月 28 日付ロシア連邦大統領令第 79 号「アメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する特別経済措置の適用について」第 3 項に定める取引（オペレーション）は、ロシア連邦における外国投資実施監督政府委員会により発行され、必要な場合にはそうした取引（オペレーション）の実行（履行）条件が記載される許可証に基づき、実行（履行）することができる；

c) 本項 a) に定める取引（オペレーション）で、非友好的行動を実行する外国国家の者ではない外国人とのものは、取引（オペレーション）の対象が、当該外国人によって非友好的行動を実行する外国国家の者から 2022 年 2 月 22 日以降に取得された有価証券および不動産である場合、本令に定める手順で実行（履行）される；

d) 本項 a) 第 3 段落による有価証券に対する所有権を発生させる取引（オペレーション）は、ロシア連邦中央銀行がロシア連邦財務省と合意して発行し、そうした取引（オペレーション）の実行（履行）履行条件が記載される許可証に基づき、正規の取引(*trading*)によって実行することが

できる；

e) 本令に定める取引（オペレーション）の実行（履行）手順は、ロシア連邦中央銀行および国家機関が当事者である取引（オペレーション）には適用されない。

f) 金融機関は、本令に定める制限事項を考慮したうえで、非居住者たる銀行(*non-resident bank*)のコルレス口座に外貨建て金銭を振り込む権利を有する；

g) 2022年3月2日より、持ち出し日のロシア連邦中央銀行の公定レートで計算して米ドル換算で1万ドルを超える額の外貨および（または）外貨建ての現金性商品(*cash instruments*)をロシア連邦から持ち出すことを禁止する。

2. ロシア連邦政府は5日以内に、ロシア連邦における外交投資実施監督政府委員会による本令第1項"b"に定める許可証の発行手順を承認するものとする。

3. 本令はそれが公式に発表された日に発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2022年3月1日

第81号